

軽自動車税を納付されているみなさんへ

令和7年度から軽自動車税を口座振替で納付した方への納税証明書の郵送を廃止します

令和5年1月から軽JNKS^{けいじえんくす}の運用が開始され、車両ごとの軽自動車税の納付情報を、軽自動車検査協会がオンラインで確認できるようになり、車検時の納税証明書の提示が原則不要になりました。

現在、対象外となっている二輪の小型自動車（排気量250cc超）についても、令和7年4月から軽JNKSに対応する予定です。口座振替で納付した方へ送付していた納税証明書と、納税証明書とともに送付していた口座振替領収書郵送を令和7年度から廃止します。

※次の場合は、軽JNKSで納付状況を確認できないため、納税証明書が必要となる場合がありますのでご注意ください。

- ・軽自動車税を納付した直後
- ・中古車の購入直後
- ・対象車両の名義変更をした直後
- ・対象車両にかかる軽自動車税の未納がある場合



5月車検予定の方へ

5月はゴールデンウィークがあるため、軽JNKS登録には通常より時間がかかることが予想されます。車検は車検の有効期間満了日の1か月前から受けることができますので、4月に車検を受けるなど、早めの車検を検討していただくようお願いします。

■問合せ：税務町民課納税係☎0234-42-0136、0234-42-0137

男性の風しん抗体検査・予防接種の費用助成は3月で終了します

クーポン券を提示すると無料で検査、接種をすることができます。クーポン券は令和4年度の対象者に送付していますが、再発行を希望する方は問合せください。※有効期限が2025年2月と記載されていますが3月まで使用できます。3月に接種を希望する方は問合せください。

●期限：令和7年3月31日

●場所：全国の医療機関など※要予約

●対象：以下の全てに該当する方

- ・昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性
- ・これまでに風しんの抗体検査・予防接種を受けたことがない方

■問・申込み：保健福祉課健康推進係☎0234-42-0147

2月は児童手当の支給月です

12月分および1月分の児童手当を2月10日(月)に該当する方の口座に振り込みます。児童手当の受取口座として登録してある通帳を解約したり、名義人を変更（姓の変更など）したりすると、受取が出来なくなりますのでご注意ください。

■問合せ：子育て応援課子育て支援係☎0234-42-0171

第3次庄内町総合計画の策定に係るしょうない希望ミーティングの意見書提出

☐ 体推薦および公募により選出された委員25人により、令和6年7月から12月にかけて「しょうない希望ミーティング」を7回開催しました。

しょうない希望ミーティングにおいて委員からいただいた提案は、意見書としてまとめられ、1月9日(木)に会長の本間幸浩氏およびファシリテーターの國本琢也氏から町長へ提出されました。意見書を踏まえて、町では令和8年度からのまちづくりの指針となる第3次庄内町総合計画の策定を進めてまいります。

